

第3次古賀市男女共同参画計画

概要版

みんなが主役！
つながろう、
笑顔で
いきいきと輝くまち



令和4(2022)年3月
古賀市

◆男女共同参画社会とは

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会です。その実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけています。（男女共同参画基本法より）

◆計画の基本理念、目的

この計画は、「古賀市男女平等基本条例」の基本理念に基づき、本市の男女共同参画社会の実現をめざして、基本理念と目的を以下のように定めました。

基本理念

人権と多様性の尊重

目的

男女共同参画社会の確立

◆計画の期間

この計画は、令和4(2022)年度から令和13(2031)年度までの10年間を計画の期間としています。社会情勢の変化やさまざまな関連法の改正・施行などにより見直しの必要が生じたときは、適宜見直しを行います。

今後は、本計画の進捗状況について毎年把握・点検し、公表するものとします。

◆計画とSDGsとの関連性

SDGsとは、国連サミットで採択された令和12(2030)年までの国際社会全体の持続可能な目標として17のゴールを定めたもの。本市でも男女共同参画社会の実現に向けて、ゴール5「ジェンダー平等を実現しよう」の視点を確保し取組を推進することが求められています。この計画は、以下のゴールと関連しています。

■本計画と関連しているSDGsゴール



計画の体系

★は重点的な取組

基本理念
目的

基本目標

基本方向

基本施策

人権と多様性の尊重
男女共同参画社会の確立

I
ジェンダー平等意識の向上

1 ジェンダー平等意識の形成

- (1) 固定的性別役割分担意識の是正のための広報・啓発 ★
- (2) 情報媒体におけるジェンダー平等意識の啓発推進 ★

2 ジェンダー平等教育の促進、充実

- (1) 学校教育等におけるジェンダー平等教育の推進
- (2) 社会教育におけるジェンダー平等教育の推進
- (3) 教育関係者の男女共同参画に関する意識の向上

II
あらゆる分野における男女共同参画の実現

1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

- (1) 審議会、協議会等における女性の参画拡大 ★
- (2) 自治組織及び各種市民団体等における女性の参画拡大★
- (3) 古賀市職員における特定事業主行動計画の推進

2 就労の場における男女共同参画と女性活躍の促進

- (1) 事業所における男女共同参画と女性活躍の促進
- (2) 女性のニーズに応じた活躍の促進
- (3) 農業における男女共同参画の促進

3 家庭生活、地域活動等における男女共同参画の促進

- (1) 家庭生活における男女共同参画の促進
- (2) 地域活動等における男女共同参画の促進

4 国際的視野に立った男女共同参画の推進

- (1) 男女共同参画に関する国際理解の促進

III
男女の自立と社会参画に向けた環境整備

1 ワーク・ライフ・バランスの確立と社会参画への支援

- (1) 職業生活と家庭・地域生活の両立に対する支援 ★
- (2) ワーク・ライフ・バランスについての啓発推進 ★
- (3) ひとり親家庭等の自立に対する支援
- (4) 豊かな高齢期を送るための支援
- (5) 誰もが安心して暮らせるための支援

2 生涯を通じた健康管理への支援

- (1) 生涯を通じた健康の保持・増進施策の推進
- (2) リプロダクティブ・ヘルス/ライツの理解促進

IV
あらゆる暴力の根絶

1 あらゆる暴力の根絶と被害者支援

- (1) 配偶者等からの暴力根絶に向けた取組
- (2) セクハラ・パワハラ等のハラスメントの防止

V
性別にとらわれない多様な生き方の尊重

1 性の多様性への理解促進

- (1) 性の多様性への理解促進

計画の推進

- (1) 庁内推進体制の機能強化
- (2) 市民団体等との共働及び事業所との連携
- (3) 計画の見直し
- (4) 制度に対する苦情の申し出
- (5) 古賀市男女共同参画に関する推進体制

ジェンダー平等意識の向上

ジェンダー平等社会を実現するため、「男は仕事、女は家庭」というような性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）を是正し、平等意識の向上を図るための取組を推進します。

基本方向1 ジェンダー平等意識の形成

(1) 固定的性別役割分担意識の是正のための広報・啓発

- 学習会や研修会の実施
- 地域や団体への出前講座の実施
- 市の広報紙、行事予定表、ホームページ、情報誌等による情報提供

(2) 情報媒体におけるジェンダー平等意識の啓発推進

- 市の出版物等へのジェンダー平等の視点に配慮した表現の徹底
- メディアリテラシー（情報を読み解く力）の育成

基本方向2 ジェンダー平等教育の促進、充実

(1) 学校教育等におけるジェンダー平等教育の推進

- 幼児の発達段階に応じた教育の促進
- 児童・生徒の発達段階に応じた教育の促進

(2) 社会教育におけるジェンダー平等教育の推進

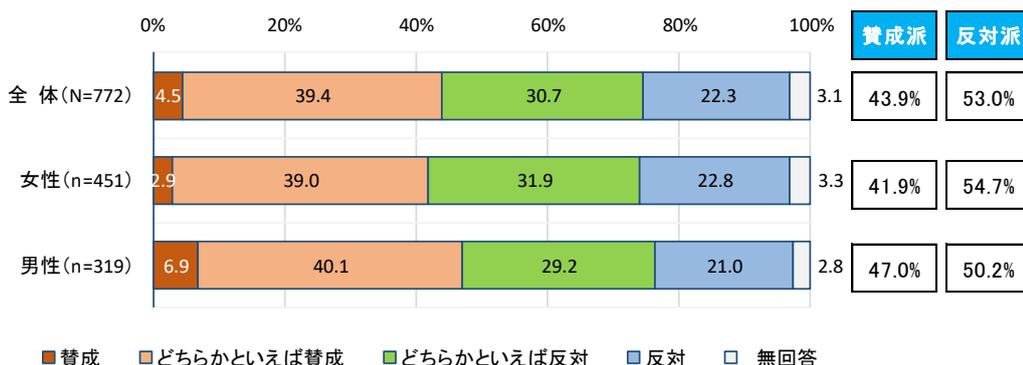
- 保護者に対するジェンダー平等についての啓発
- 関係資料の収集、活用

(3) 教育関係者の男女共同参画に関する意識の向上

- 社会教育委員や分館長等社会教育関係者への啓発
- 教職員・保育士等への啓発



■ 「男は仕事、女は家庭を守る」という考え方について



令和2年度「古賀市男女共同参画社会に関する市民及び事業所意識調査」

ジェンダーとは

生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）に対して、社会通念や慣習の中では、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「ジェンダー／gender（社会的性別）」という。「ジェンダー（社会的性別）の視点」

アンコンシャス・バイアス（unconscious bias）とは

日常的な経験や育った環境、文化やメディアの影響をうけて知らず知らずのうちに身につけている、ある人や集団に対する偏った見方や考え方のこと。自分でも意識せずに持っているため、差別的な発言や行動を制御することが困難となる。

あらゆる分野における男女共同参画の実現

政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図るとともに、地域・家庭・社会活動等のあらゆる分野において、男女が対等な立場で参画し、支え合う社会づくりを推進します。

基本方向1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

(1) 審議会、協議会等における女性の参画拡大

- 審議会等委員に男女それぞれが50%以上の構成目標の達成
- 女性の参画を推進するための人材育成と情報の収集
- 地域活動における女性リーダーの養成

(2) 自治組織及び各種市民団体等における女性の参画拡大

- 役職者に男女それぞれが30%以上の構成目標の達成の促進
- 出資団体等への男女共同参画推進状況調査の実施

(3) 古賀市職員における特定事業主行動計画の推進

- 古賀市における女性職員の活躍の推進に向けた特定事業主行動計画の推進と周知
- 古賀市「職員のための仕事と子育ての両立支援推進プラン」の実施と周知

基本方向2 就労の場における男女共同参画と女性活躍の促進

(1) 事業所における男女共同参画と女性活躍の促進

- 事業所、商工自営業主等への啓発と情報提供
- 推進状況調査の実施

(2) 女性のニーズに応じた活躍の促進

- 子育て等で就労を中断した女性への再就職支援
- 女性への起業支援
- 女性のキャリアアップ支援

(3) 農業における男女共同参画の促進

- 家族経営協定制度の周知及び女性農業者への支援
- 農業団体等との連携による参画の促進

基本方向3 家庭生活、地域活動等における男女共同参画の促進

(1) 家庭生活における男女共同参画の促進

- 生活自立を促す家事技術支援講座の実施
- 男女がともに参画する介護のための講座の実施
- 男女がともに参画する育児のための講座の実施
- 男女共同参画の視点に立った高齢者支援のための相談機能の充実
- 男女がともに参画する育児のための相談機能の充実

(2) 地域活動等における男女共同参画の促進

- まちづくりに関する男女共同参画の情報提供
- 地域防災における男女共同参画の促進

基本方向4 国際的視野に立った男女共同参画の推進

(1) 男女共同参画に関する国際理解の促進

- 国際的視野を持つリーダー養成事業への市民参加の推進
- 国際理解のための機会の提供

■女性の参画・登用状況（令和2年4月1日時点）

名 称	総人数	女性人数	比率(%)
審議会等委員	664	281	42.3
行政区長・行政隣組長	659	167	25.3



男女の自立と社会参画に向けた環境整備

男女がともに活躍できる社会を実現するため、ともに育児・介護に携われる環境整備とともに、家庭や地域生活においてワーク・ライフ・バランス（仕事と私生活の調和）の推進を図るための取組を推進します。

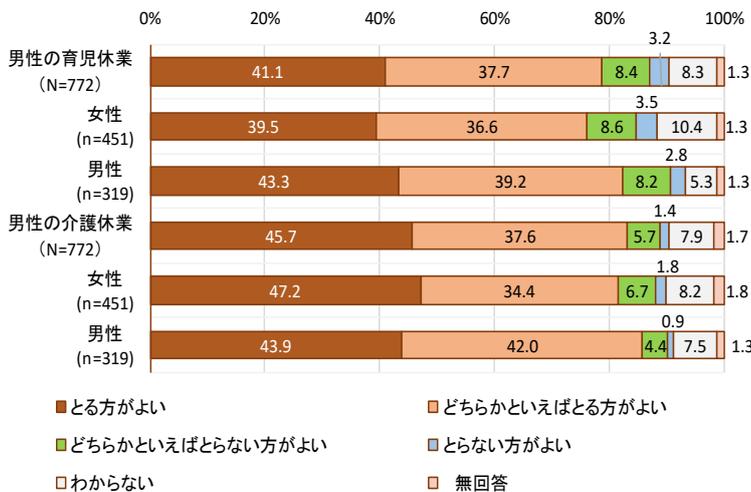
基本方向1 ワーク・ライフ・バランスの確立と社会参画への支援

- (1) 職業生活と家庭・地域生活の両立に対する支援
 - ジェンダー平等の視点に立った子ども・子育て支援事業計画の促進
 - ジェンダー平等の視点に立った仕事と介護の両立支援体制の整備
- (2) ワーク・ライフ・バランスについての啓発推進
 - 市民を対象とした法令や制度の周知
 - モデル事業所の紹介
- (3) ひとり親家庭等の自立に対する支援
 - 就労に関する資格取得のための情報提供
 - ひとり親家庭等への支援施策の周知
- (4) 豊かな高齢期を送るための支援
 - 男女が共に参加する豊かな高齢期を送るための学習機会の提供及び相談事業の実施
 - 生きがいのある生活を地域で支える仕組みの確立
- (5) 誰もが安心して暮らせるための支援
 - さまざまな人権課題を持つ女性の社会参画に対する情報提供、相談体制の充実

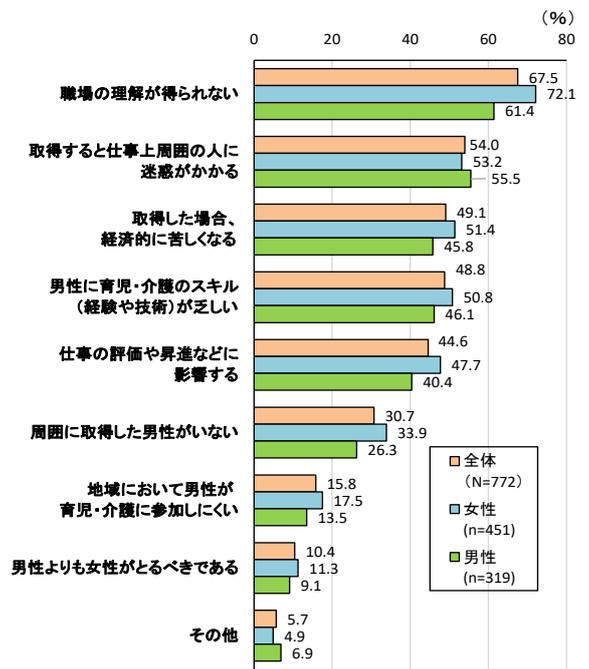
基本方向2 生涯を通じた健康管理への支援

- (1) 生涯を通じた健康の保持・増進施策の推進
 - 女性のライフステージに応じた健康対策、母子保健対策の推進
 - 男女の心身の健康保持のための支援及び情報提供
- (2) リプロダクティブ・ヘルス/ライツの理解促進
 - リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)に関する情報及び学習機会の提供

■男性の育児休業・介護休業の取得



■男性の育児休業・介護休業取得率が低い理由



基本目標Ⅳ

あらゆる暴力の根絶

誰もが安心して暮せる社会を実現するため、関係機関などの密接な連携を図り、あらゆる暴力の根絶と被害者支援に向けた取組を推進します。

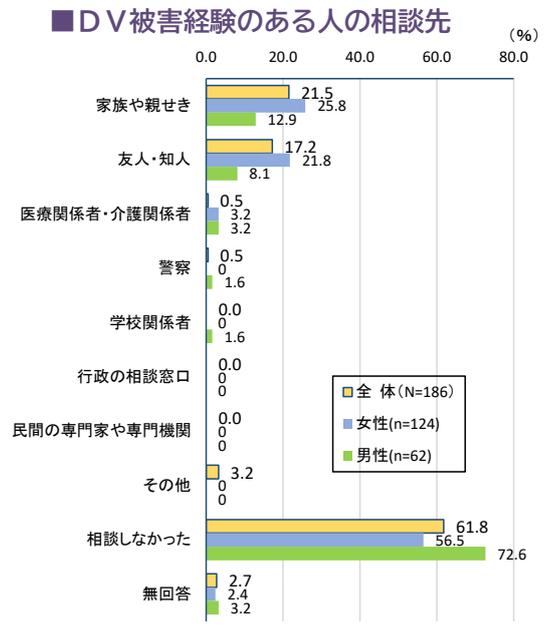
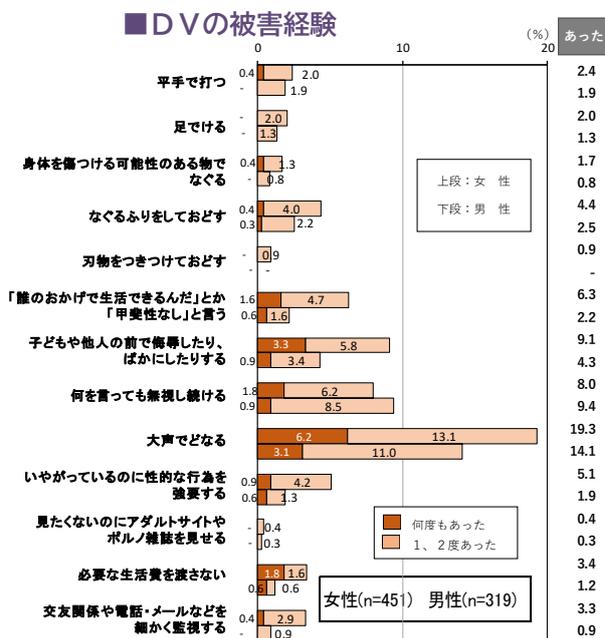
基本方向1 あらゆる暴力の根絶と被害者支援

(1) 配偶者等からの暴力根絶に向けた取組

- DV（デートDVを含む）防止に向けた啓発及び研修会の開催
- DV相談機能（女性ホットライン等）の周知
- DV被害者支援体制の整備と連携強化

(2) セクハラ・パワハラ等のハラスメントの防止

- セクハラ・パワハラ等のあらゆるハラスメントを防止する環境づくり
- 性暴力の防止と被害者への支援



令和2年度「古賀市男女共同参画社会に関する市民及び事業所意識調査」

基本目標Ⅴ

性別にとらわれない多様な生き方の尊重

多様性を認め合い、誰もが自分らしく生きていける地域社会を実現するため、性の多様性を正しく理解するための啓発を図るとともに、当事者が孤立しないよう支援に向けた取組を推進します。

基本方向1 性の多様性への理解促進

(1) 性の多様性への理解促進

- 多様性を認め合う意識啓発の推進
- パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の取組

■全国パートナーシップ制度導入状況

導入自治体数 (2022年1月4日時点)	交付件数(組) (2021年12月31日時点)
147	2,537

※全国の自治体数は1,718

渋谷区・虹色ダイバーシティ
全国パートナーシップ制度共同調査

相談窓口

● こが女性ホットライン

電話 092-401-5353

【開設日・時間】毎日（祝日、年末年始除く）10時～17時 木曜のみ 19時まで
配偶者・パートナーからの暴力、セクハラ、夫婦・家族のこと、子育て、仕事、人間関係など女性の悩みごと相談。

● 子育て支援課子ども家庭係（サンコスモ古賀内）

電話 092-942-1159

【開設日・時間】月曜から金曜（祝日、年末年始除く）8時30分～17時
配偶者・パートナーからの暴力、児童虐待などの相談。

● 男性DV被害者のための相談ホットライン

電話 092-571-1462

【開設日・時間】毎週水曜・木曜（祝日、年末年始除く）17時～20時
毎週金曜（祝日、年末年始除く）12時～16時
来所相談は要予約。男性の相談員が対応。



● LGBTの方のDV被害者相談ホットライン

電話 080-2701-5461

【開設日・時間】第2火曜（祝日、年末年始除く）12時～16時 第4火曜（祝日、年末年始除く）17時～20時
来所相談は要予約。

● 男性のための相談ホットライン

電話 092-526-1718

【開設日・時間】毎月第1～3月曜（祝日、年末年始除く）19時～21時
夫婦、人間関係、セクハラなどの男性が抱える様々な悩みについての相談。

● 性暴力被害者支援センター・ふくおか

電話 092-409-8100

【開設日・時間】毎日（年中無休）24時間
性暴力の被害にあった方へ…一人で抱え込まず、話せるところから相談ください。匿名でもかまいません。

● 福岡県配偶者からの暴力相談電話〈夜間・休日〉

電話 092-663-8724

【開設日・時間】月曜から金曜（年末年始除く）17時～24時 土日祝日（年末年始除く）9時～24時
パートナーのことがなんとなく怖い…そんなときは、一人で抱え込まず、相談ください。

● 配偶者暴力相談支援センター（粕屋地区）

電話 092-939-0511

【開設日・時間】月曜から金曜（祝日、年始年末除く）8時30分～17時15分
配偶者・パートナーからの暴力の相談。

● ★緊急の場合は★ 最寄の警察署または 110番へ

粕屋警察署 電話 092-939-0110

相談、暴力防止、身柄の確保等。

● 『そうだん5』と『行政相談』

人権センター（古賀市役所第2庁舎1階） 電話 092-942-1128

【開設日・時間】毎月5日、25日（土日祝日の場合は翌平日）10時～15時
毎月15日（土日祝日の場合は翌平日）13時～15時

人権問題や家庭内のこと（結婚、相続、扶養、夫婦、親子間の悩みなど）、隣近所のこと、借地借家などの相談に応じます。

『行政相談』では、行政相談員が、行政サービスに関する苦情などの相談に応じます。

相談無料。要予約（相談日（原則5のつく日、土日祝日の場合は翌平日）の前日16時までにご予約ください）。

発行 古賀市 市民部 人権センター

〒811-3192 福岡県古賀市駅東1丁目1-1

TEL 092-942-1128